

令和5年度 一般社団法人広島県作業療法士会6月定期総会

議 案 書

期日：令和5年6月4日（日）13：00～14：30
場所：WEB総会（ZOOM）とする

総 会 次 第

1. 開会のことば

2. 定足数報告

3. 会長挨拶

4. 議長選出

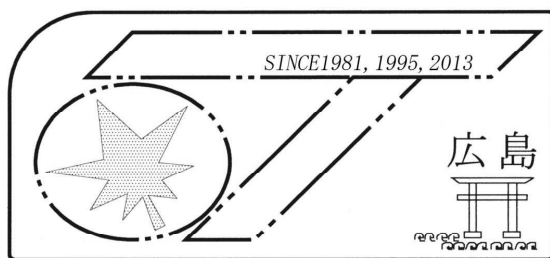
5. 議事録署名人任命

6. 議案

第1号議案	令和4年度事業報告の件	2
第2号議案	令和4年度収支決算・監事意見書の件	8
第3号議案	令和5・6年度役員改選の件	12
第4号議案	第30回広島県作業療法学会長承認の件	12

8. 議長解任

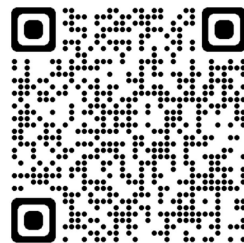
9. 閉会のことば



一般社団法人 広島県作業療法士会

事務局 〒731-3622 広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内131番地2
 TEL 090-5377-9922 FAX 050-3737-3558
 E-Mail jimusho@hiroshima-ota.jp
 ホームページ https://hiroshima-ota.jp/

今回の総会はコロナウイルスの影響により、zoomを用いたWEB会議形式の総会とします。WEB会議での出席を希望される方は、
<https://hiroshima-ota.jp/r5soukai/saiketu/>
 から、「出席予定」を選択して送信して下さい。
 後日、WEB総会のURLとパスワードをお伝えします。
 出席できない方は書面採決状（この議案書の裏表紙にあるFAX形式）を用いて書面採決して下さい。
 また、ホームページからも書面採決状（委任状）の提出が可能です。
 ※右のQRコードから書面採決のホームページへ行くことができます。



※今回も書面採決・委任状を提出した方へは、採決内容を問わず『士会活動協力ポイント』として『生涯教育1ポイント』となります。
 総会出席・書面採決（委任状）提出に対して付与される生涯教育基礎コース1ポイントは、事務局が一括して日本OT協会に登録しますので、ポイントシールは配布しません

第1号議案 令和4年度事業報告の件

事業計画で予定し、新型コロナの影響で中止したものは取消線で記載した

I. 会員に関する報告

令和4年度会員数は1629名で、令和3年度会員数は1637名であり、1年間で8名(0.5%)減少した。(各年度の年会費入金者数)

II. 「令和4年度当会事業」に関する概要報告

以下、本会の定款に定められた「事業」について、令和4年度に行った活動の概要を報告する。

1. 作業療法の学会、研修会、講習会の開催

- (1) 学会の開催(第28回学会実行委員会)
第28回広島県作業療法学会はハイブリッド開催(対面及びWEB)で実施した
- (2) 研修会・講習会の開催(学術部・教育部・事業部・保険部)
年間38回の研修会を開催した。受講者数延べ992名

2. 作業療法に関する刊行物、会誌の発行

- (1) 県土会報の発行 No241, 242, 243, 244, 245, 246号の計6回発行(広報部)
- (2) 広島県作業療法士会学術活動記録集(学術部・教育部・第27回学会実行委)

3. 地方公共団体等の行う保健、福祉事業への協力

- (1) 地方公共団体等の各種諮問委員会への会代表者派遣(計16件)
- (2) 地方公共団体の介護保険・自立支援審査委員会等へ委員推薦(計9件)
- (3) 市町主催健康づくり事業にて、作業療法啓発・相談コーナーを実施(計4回)

4. 作業療法の普及啓発

- (1) インターネット上にホームページ掲載(広報部)

5. 関係団体との提携交流

- (1) 研修会・行事等の後援(計16件)
- (2) 県内関係団体との交流拡大をめざし、当会の会報を発送(計80団体)
- (3) 県内関係団体との交流拡大をめざし、関係団体の行事へ出席(計2件)

III. 令和4年度各部局・委員会事業報告

管理部門

1. 事務局

事務局長 川原 薫

- (1) 総会を令和4年6月5日(日)に開催した
- (2) 理事会を年7回開催した(下記は主要議題)
 - 第1回理事会 令和4年4月16日(土)
主要議題
1. 令和4年度総会議案書の理事会承認
2. 研修会等申込の簡略化
 - 第2回理事会 令和4年6月5日(日)
主要議題
1. 総会を受けて
2. 日本OT協会との個人情報の共有について
 - 第3回理事会 令和4年7月10日(日)
主要議題
1. 部局の再編について
2. 当会のプライバシーポリシーについて
 - 第4回理事会 令和4年9月11日(日)
主要議題
1. 今後の当会の方向性について
2. 部局の再編について(継続審議)
 - 第5回理事会 令和4年11月13日(日)
主要議題
1. 令和5年度事業計画・予算案の骨子について
2. 役員の相互監視に伴う、研修会等の参加(傍聴)について
 - 第6回理事会 令和5年1月28日(土)
主要議題
1. 令和5年度事業計画・予算の審議
2. 総会時の学術部講演会について
 - 第7回理事会 令和5年3月13日(月)
主要議題
1. 令和5年度事業計画・予算の審議と理事会承認
2. サイボウズの今後の運用について
- (3) 関係団体との交流(詳細は別紙後援等一覧)
- (4) 当会主催行事への傷害保険の加入および法人訴訟に備えた賠償責任保険加入
- (5) 令和4年度会員名簿の発行及び整備

- (6) 令和4年度6月総会議案書の作成
- (7) 求人・求職に関する情報提供（会報・ホームページ・メールニュースにて）
- (8) 会員向け電子メールニュースを配信（原則毎週金曜 計31回配信）
- (9) 日本OT協会会員管理システムの運用

2. 財務部

財務部長 黒瀬 博子

- (1) 令和4年度の予算に基づく収支管理
- (2) 令和5年度収支予算編成
- (3) 会計帳簿の作成及び管理（税理士へ委託し、財務処理方法の確認・相談）
- (4) 年会費自動引落推進のため、当該制度新規利用者へ事業参加チケットを配布
- (5) 主催研修会、行事などへの参加費管理

事業部門

3. 広報部

広報部長 河本 敦史

- (1) 会報の作成と発行。（年6回偶数月28日発行）
- (2) ホームページ、フェイスブック等SNSの管理・運営
- ~~(3) OT推進活動月間（8月）にOT養成施設受験希望者施設見学を企画・実施~~
- (4) 学生や一般市民への広報活動としてオンライン広告を実施
- (5) 広島県作業療法士会のパンフレットやポスターを会員及び関連団体へ配布
- (6) 広報用ポスター・幟等の貸し出し
- (7) メディア活用広報活動で、広島FM「9ジラジ」スポンサーとなりCM放送＋出演
- (8) 作業療法イベントの計画
- (9) 会報の電子化に関する検討

4. 福利部

福利部長 山本恵理子

- (1) 親睦事業の企画と実施
 - ① 新入会員歓迎会等懇親会を開催→WEB1回・対面2回実施（会員34名＋家族10名）
 - ~~② スポーツ懇親会（中国地区士会合同サッカー大会と宿泊懇親会）の開催~~
- (2) 儀礼交際費規程に基づき、慶弔電報等を発信（弔電1件）
- ~~(3) 総会、県学会の軽食準備~~
- ~~(4) 総会、県学会等での託児コーナー開設~~
- (5) 会員の福利厚生に対するニーズの把握と事業の検討（意向調査、65通の回答）

5. 学術部

学術部長 國貞 将志

学術部が主催した研修会は以下の通り

- (1) 地区別研修会（詳細は別項に記載）
 - ① 西部地区：「ポジティブ作業に根ざした実践（POBP）」：WEB
 - ② 中南部地区：「AMPSとACQ-OPの活用事例から学ぶ」：WEB
 - ③ 福山地区：「ロボットをはじめとする最新のテクノロジーとOT」：WEB
 - ④ 備北地区：「多職種協働マネジメントが求められる背景と地域ケア会議」：対面
 - ⑤ 東部地区：「自動車運転支援について」：WEB
 - ⑥ 福山地区：「作業療法におけるキャリアデザイン」：WEB
- (2) 事例検討会（現職者共通研修：事例検討・事例報告）：WEB
- (3) 学術活動記録集（2021）を発行した。

6. 教育部

教育部長 山崎 隆二

- (1) 現職者選択研修会（詳細は別項に記載）
 - ① 老年期障害領域研修会1回実施
 - ② MTDLP研修会2回実施
- (2) 現職者共通研修会 8テーマを実施（詳細は別項に記載）
 - ① 作業療法生涯教育概論
 - ② 保健・医療・福祉と地域支援
 - ③ 実践のための作業療法研究
 - ④ 日本と世界の作業療法の動向
 - ⑤ 作業療法における協業・後輩育成
 - ⑥ 職業倫理
 - ⑦ 作業療法の可能性
 - ⑧ 事例報告と事例研究
- (3) MTDLP部門（現職者選択研修を除く）（詳細は別項に記載）
 - ① 事例発表会2回
- (4) 臨床実習指導者講習会部門（詳細は別項に記載）
 - ① 臨床実習指導者講習会を2回開催
- (5) 生涯教育制度に関する手続きと管理・案内の実施、推進担当者会議に出席
- (6) 研修会記録物の管理及び学術資料の収集

7. 社会貢献部

社会貢献部長 合田 健太

- (1) 自治体等の要請に応じ、委員会・健康まつり等に会員を派遣（詳細は別項）
- (2) 他団体と連携した社会貢献活動を実施（詳細は別項）
- (3) 日本作業療法士協会等、関係団体の委員会・研修会への会員の出席
- (4) 作業療法の知識、技術を活かし行える事業の検討
- (5) 地域包括ケア担当
 - ① 地域包括ケア推進研修の企画・実施（詳細は別項）
 - ② 行政・他専門職会等との連携によるネットワーク構築および会員派遣調整
 - ③ 地域リハビリテーション事業に関する啓発、実施状況把握、システム検討
- (6) 災害支援担当
 - ① 災害支援の方法や教育について研修を3回実施（詳細は別項）
 - ② J R A T 広島との連携
 - ③ 災害時の対応に向けての啓発、状況把握
- (7) 認知症OT研修担当
 - ① 認知症生活行為支援指導者研修の実施（詳細は別項）
 - ② 認知症関連機関、団体との連携によるネットワーク構築および会員派遣調整
 - ③ 認知症作業療法の推進にむけての啓発、実施状況の把握とシステムの検討
- (8) 事業参加者との連携及びフォローアップ

8. 事業部

事業部長 矢田かおり

- (1) 自動車運転支援（高次脳）担当
 - ① 高次脳機能障害者の自動車運転に関する情報共有
 - ~~② 実態調査結果を県警・広島県指定自動車学校協会（広自協）と情報共有~~
 - ③ 自動車運転支援に関するパンフレット改編とホームページへの掲載
 - ④ 自動車運転支援担当班の窓口機能のあり方検討
- (2) 就労支援担当
 - ~~① 就労支援に関する情報の集約（就労支援をしている県内OTの現状把握）~~
 - ② 県内OTのネットワークを構築（ネットワークへのアクセス方法検討）
 - ③ 広島県就労支援実践者マップや就労支援に関する研修会の開催
 - ④ 就労支援に関しての相談窓口の構築
- (3) 特別支援教育担当
 - ① 発達支援に関する講演会の開催
 - ② 広島県発達専門家会議への参加
- (4) 司法領域担当
 - ~~① 刑務所支援に関する講演会の開催~~
 - ② 刑務所支援への会員派遣調整
 - ③ 尾道刑務所におけるプログラムの検討
- (5) 中国ブロックリーダー研修会へ参加し情報交換を行った

9. 保険部

保険部長 高本 晃司

- (1) 診療報酬担当
 - ① 社会保険に関する研修会の企画と実施（1回）
 - ② 診療報酬に関する情報の収集
- (2) 介護保険担当
 - ① 診療報酬・介護報酬に関する問い合わせに対応（問い合わせ無し）
 - ② 訪問リハビリテーション実務者研修会の実施（R4年度は共催者として参画）
 - ③ 市町より依頼を受けた介護認定審査会委員等推薦依頼へ対応（詳細は別項）
- (3) 機器対策担当
 - ① 会員への福祉用具についての情報提供
 - ② 日本OT協会 生活行為工夫情報事業・福祉用具相談支援システムへの協力

委員会報告

10. 規約検討委員会

規約検討委員長 加井 圭輔

- (1) プライバシーポリシーの新設を行い、理事会へ答申
- (2) 役員職務権限規定の新設に向けて、原案を作成し会長に答申

11. 選挙管理委員会

選挙管理委員長 富田 昭

- (1) 令和4・5年度役員選挙の公示と受付

12. 第28回学会実行委員会

第28回学会長 奈良 浩之

- (1) ハイブリッド開催（対面及びWEB）で実施した。参加者131名、演題7題

13. 第29回学会実行委員会

第29回学会長 車谷 洋

- (1) 実行委員会を組織し準備を開始した（開催予定日：令和6年2月4日）

令和4年度 地方自治体の委員会・関係団体の役員等への会代表者就任名簿

主催組織	委員会名	役職名	代表者
広島県	リハビリテーション専門職派遣等調整会議	委員	高木 節
広島県	地域包括ケア強化推進検討委員会	委員	高木 節
広島県	循環器病相談支援情報提供部会	委員	三田 隆之
福山市	介護予防ケアマネジメント懇談会	委員	佐近 隆二
県地域包括ケアセンター	県地域包括ケア推進センター運営協議会	委員	高木 節
県地域包括協議会	自立支援多職種ネットワーク推進会議	委員	高木 節
安佐地区地対協	在宅医療・介護連携推進委員会	委員	矢田かおり
県社会福祉士会	若年性認知症支援ネットワーク会議	委員	合田 健太
広島県看護協会	在宅医療人材確保推進事業検討委	委員	高木 節
広島県地域保健対策協議会		理事	高木 節
21世紀、県民の健康とくらしを考える会		役員	高木 節
広島県精神保健福祉協会		理事	高木 節
J R A T 広島		副代表	高木 節
N S T を本音で語る会		世話人	高木 節
日本O T 協会 生涯教育制度推進委員		委員	山崎 隆二
日本O T 協会 生活行為向上マネジメント推進委員		委員	富永 雅子

令和4年度 認定審査会等委員推薦一覧

開催日	主催者	事業名	種別	派遣等会員
4年度	広島市健康福祉局	介護認定審査会委員	推薦	9名推薦
	花岡 秀明・木村 綾・山川 志保・有坂 尚子 草野 賢士・松永 吉史・渡邊 哲也・竹原 佑輔			田中 貴史
4年度	三次市	介護認定審査会委員	推薦	高本 晃司
4年度	福山市	障害支援区分認定審査会委員	推薦	佐近 隆二
4年度	福山市	自立支援型地域ケア会議助言者	推薦	2名推薦
	三田 隆之・藤原健太郎			
4年度	竹原市	地域包括支援センター 委員	推薦	潮 泰典
4年度	三原市	障害支援区分認定審査会委員	推薦	西上 忠臣
4年度	呉市	障害支援区分認定審査会委員	推薦	3名推薦
	山路 博文・池西喜久代・藤尾 和紀			
4年度	岩国刑務所	女子施設地域連携事業	推薦	3名推薦
	川原 薫・佐藤 佳子・奈良 素子			
5年度	尾道刑務支所	刑務支所指導者	推薦	5名推薦
	川原 薫・佐藤 佳子・奈良 素子・細川 千絵・平尾 文			

令和4年度市町村主催「健康まつり等支援」事業一覧（社会貢献部）

開催	市町村	行事名	派遣会員数
10/2	竹原市	竹原ふくし健康まつり	3名
11/5	三原市	三原市民保健・福祉まつり	4名
11/6	東広島市	東広島市健康福祉まつり	1名
1/14	呉市	KUREぼうさい会議	7名

令和4年度関係団体主催「健康作り事業等支援」事業一覧（社会貢献部）

開催	主催	行事名	派遣会員数
年19回	認知症家族の会	陽だまりの会(広島・福山・西部)	24名
年10回	広島市西区	オレンジャーひろば(認知症カフェ)	14名
8/20-21	RFL広島	RFLジャパン2022広島(尾道)	8名
1/21	県民フォーラム実行委	広島県民フォーラム	2名

令和4年度 後援事業一覧

主催者	事業名
広島県看護協会	令和4年度看護の日広島県大会
発達障害各分野専門家会議	発達障害専門家会議第9・10回シンポジウム
リレー・フォー・ライフ広島実行委員会	リレー・フォー・ライフ・ジャパン2022広島(尾道)
広島県理学療法士会	第26回広島県理学療法士学会
広島県(地域包括ケア高齢者支援課)	オレンジリング・イベント
全国精神保健福祉会連合会	2022年 全国精神保健福祉家族大会
日本臨床工学会	第33回日本臨床工学会
広島県臨床工学技師会	第16回広島人工呼吸療法セミナー
広島県心臓いきいき推進会議	県心臓いきいき推進会議10周年大会
認知症の人と家族の会広島県支部	第41回家族の会大会
中国ブロック理学療法士学会	第36回中国ブロック理学療法士学会
安佐南・北区地域保健対策協議会	在宅医療介護に関する市民公開講座
広島脳神経外科協会	10Neurosurgery Update in Hiroshima
日本物理療法学会	第28回日本物理療法学会学術大会
日本COG-TR学会	日本COG-TR学会第1回学術集会

令和4年度 研修事業実績報告

回	期日	会場	科目	時間	受講数 会員/他	講師名(職名) (下段は所属)	研修内容
1	5/28-29	オンライン (zoom)	教育 実習指導	2日	82 (82・0)	高木節(OT) (済生会広島病院)他	臨床実習指導者講習会 (1回目)
2	6/5	オンライン (zoom)	学術 西部	2h	42 (42・0)	野口卓也(OT) (慈恵病院)	ポジティブ作業に 根ざした実践(POBP)
3	9/4	オンライン (zoom)	教育 選択	1日	20 (19・1)	塩田 繁人(OT) (広島大学病院)他	現職者選択研修 (MTDLP)
4	10/1	オンライン (zoom)	学術 中南	2h	22 (22・0)	山根伸吾(OT) (藍野大学)	AMPSとACQ-OPの 活用事例から学ぶ
5	10/9	オンライン (zoom)	教育 MTDLP	2.5h	14 (14・0)	塩田 繁人(OT) (広島大学病院)他	MTDLP事例検討会
6	10/16	オンライン (zoom)	事業 特別支援	5h	57 (39・18)	小澤恭子(OT) (広島国際大学)他3	教育現場を理解し、支援を 行うために必要な知識、技
7	10/23	オンライン (zoom)	社会貢献 地域	2h	41 (41・0)	藤田瑠藍(OT)他 (ぎおん牛田病院)	地域リハ支援事業って何?
8	10/29	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	23 (23・0)	望月 マリ子(OT) (安芸医師会)	作業療法の可能性
9	10/29	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	26 (25・1)	山根 伸吾(OT) (藍野大学)	事例報告と事例研究
10	10/29	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	24 (23・1)	矢田 かおり(OT) (広島市立リハ病院)	OTの協業と後輩育成
11	10/29	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	24 (24・0)	金子 史子(OT) (広島大学)	職業倫理
12	11/13	オンライン (zoom)	学術 福山	2h	12 (12・0)	俵 紘志(PT) (福山市民病院)	ロボットをはじめとする 最新のテクノロジーと作業
13	11/16	オンライン (zoom)	社会貢献 災害	2h	18 (18・0)	合田健太(OT) (レピナス港南)	災害時の県士会の取組、 対応の実際
14	11/26	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	31 (31・0)	助川文字(OT) (県立広島大学)	作業療法生涯教育概論
15	11/26	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	32 (32・0)	田中睦英(OT) (県立広島大学)	保健・医療・福祉と 地域支援
16	11/26	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	33 (33・0)	吉川ひろみ(OT) (県立広島大学)	日本と世界の 作業療法の動向
17	11/26	オンライン (zoom)	教育 共通	1.5h	34 (34・0)	久野真矢(OT) (県立広島大学)	実践のための 作業療法研究
18	11/27	オンライン (zoom)	事業 特別支援	4.5h	53 (36・16)	酒井康年(OT) (あけぼの学園)他1	教育現場を理解し、支援を 行うために必要な知識、技
19	12/18	オンライン (zoom)	学術 本部	2h	17 (17・0)	特になし	事例検討5題
20	1/8	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	9 (9・0)	福田隼也(OT) (自宅)	認知症生活行為 テーマB
21	1/8	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	9 (9・0)	野原卓也(OT) (広島大学附属病院)	認知症生活行為 テーマ実1
22	1/8	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	10 (10・0)	野原卓也(OT) (広島大学附属病院)	認知症生活行為 テーマC
23	1/15	オンライン (zoom)	教育 選択	1日	23 (23・0)	塩田 繁人(OT) (広島大学病院)他	現職者選択研修 (MTDLP)
24	1/18	オンライン (zoom)	社会貢献 災害	2h	22 (22・0)	寺田千秀(OT) (アマノリハビリ病)	平時からの減災を含めた準 備
25	1/21	オンライン (zoom)	教育 選択	1日	25 (25・0)	花岡秀明(OT) (広島大学)他	現職者選択研修 (老年期障害領域)
26	1/21	オンライン (zoom)	学術 備北	2h	19 (19・0)	川越雅弘(教授) (埼玉県立大学)	多職種協働ケアマネジメン トが
27	1/21	オンライン (zoom)	社会貢献 (共催)	2h	3 (3・0)	藤井宗仁(歯科医) 広島県歯科医師会	県民フォーラム フレイル予防～健康長寿の
28	1/29	オンライン (zoom)	学術 東部	2h	49 (49・0)	亀井幸雄(OT) (庄原赤十字病院)	自動車運転支援について
29	2/6	オンライン (zoom)	診療報酬 保険	2h	9 (9・0)	三好 貴之(OT) (株)アップリンク代	診療報酬改定の流れ ・算定項目の理解を図る
30	2/8	オンライン (zoom)	社会貢献 災害	2h	30 (30・0)	上田翔(OT) (アマノリハビリ病)	災害時に作業療法士が 出来ること、支援の実際
31	2/11	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	18 (18・0)	石井伸弥(医師) (広島大学 共生社会医)	認知症生活行為 テーマA
32	2/11	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	18 (18・0)	坂本崇子 (広島県高齢者支援)	認知症生活行為 テーマF
33	2/11	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	17 (17・0)	古味佳子(看護師)他 (認知症地域支援推進)	認知症生活行為 テーマD
34	2/11	オンライン (zoom)	社会貢献 認知	2h	17 (17・0)	細川千絵(OT) (自宅)	認知症生活行為 テーマE
35	2/12	オンライン (zoom)	学術 福山	2h	22 (22・0)	元廣 惇(OT) (株式会社Canvas)	作業療法における キャリアデザイン
36	2/18-19	オンライン (zoom)	教育 実習指導	2日	85 (85・0)	高木節(OT) (済生会広島病院)他	臨床実習指導者講習会 (2回目)
37	2/26	オンライン (zoom)	教育 MTDLP	2.5h	18 (18・0)	塩田 繁人(OT) (広島大学病院)他	MTDLP事例検討会
38	3/11	オンライン (zoom)	事業 就労支援	2h	11 (11・0)	伊木拓也(OT) (三次病院)他4名	就労支援の取り組みや 支援内容を学ぶ
合計38回 延べ992名の参加(内訳 会員955名 会員外37名)							

第2号議案 令和4年度収支決算報告および監事意見の件

I. 活動計算書

活動計算書

[税込] (単位:円)

一般社団法人 広島県作業療法士会

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費		6,539,600
【受取助成金等】		
受取助成金	34,000	
受取入会金	94,000	
受取補助金	40,477	168,477
【事業収益】		
研修事業収益	1,296,500	
行事参加会費収益	15,400	1,311,900
【その他収益】		
受取利息	221	
雑収益	360,472	360,693
経常収益計		8,380,670
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
福利厚生費(事業)	22,348	
人件費計	22,348	
(その他経費)		
諸謝金(事業)	1,194,954	
印刷製本費(事業)	1,002,943	
会議費(事業)	364,979	
旅費交通費(事業)	368,426	
通信運搬費(事業)	192,512	
消耗品費(事業)	40,184	
広告宣伝費(事業)	220,000	
賃借料(事業)	87,450	
委託費(事業)	134,178	
諸会費(事業)	30,000	
研修費(事業)	6,000	
雑費(事業)	30,446	
その他経費計	3,672,072	
事業費計		3,694,420
【管理費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
印刷製本費	192,835	
会議費	161,126	
旅費交通費	48,320	
通信運搬費	910,721	
消耗品費	230,489	
広告宣伝費	168,840	
保険料	169,812	
諸会費	11,000	
慶弔費	1,100	
委託費	1,022,084	
租税公課	71,000	
貸倒損失	15	
雑費	349,752	
その他経費計	3,337,094	
管理費計		3,337,094
経常費用計		7,031,514
当期経常増減額		1,349,156
【経常外収益】		
過年度損益修正益	90,270	
経常外収益計		90,270
【経常外費用】		
過年度損益修正損	90,788	
経常外費用計		90,788
税引前当期正味財産増減額		1,348,638
当期正味財産増減額		1,348,638
前期繰越正味財産額		12,484,275
次期繰越正味財産額		13,832,913

II. 事業費の内訳

事業費の内訳（別紙）

一般社団法人 広島県作業療法士会

令和5年 3月31日 現在

[税込] (単位: 円)

小科目	事業費（一般会計）の部							事業費合計
	広報部	福利部	学術部	教育部	社会貢献部	事業部	保険部	
(人件費)								0
福利厚生費(事業)		22,348						22,348
人件費計	0	22,348	0	0	0	0	0	22,348
(その他経費)								0
諸謝金(事業)			105,608	793,504	112,709	90,125	25,615	1,127,561
印刷製本費(事業)	480,700	225	326,700	173,000	17,488			998,113
会議費(事業)	11,250	30,750	46,225	49,336	72,343	53,825		263,729
旅費交通費(事業)	3,970	61,210	1,740		190,410	11,040		268,370
通信運搬費(事業)	18,708	14,933	33,562	20,404	26,274	40,346	1,370	155,597
消耗品費(事業)	110	7,398	110		22,933			30,551
広告宣伝費(事業)	220,000							220,000
賃借料(事業)					3,470	1,000		4,470
委託費(事業)	34,408							34,408
諸会費(事業)					30,000			30,000
研修費(事業)						6,000		6,000
雑費(事業)	11,740	860	3,158	3,018	9,610	910	550	29,846
その他経費計	780,886	115,376	517,103	1,039,262	485,237	203,246	27,535	3,168,645
合計	780,886	137,724	517,103	1,039,262	485,237	203,246	27,535	3,190,993

小科目	特別会計の部			総合計
	28回学会	災害対策	特別会計合計	
(人件費)			0	
福利厚生費(事業)			0	22,348
人件費計	0	0	0	22,348
(その他経費)			0	
諸謝金(事業)	35,653	31,740	67,393	1,194,954
印刷製本費(事業)	4,830		4,830	1,002,943
会議費(事業)	71,250	30,000	101,250	364,979
旅費交通費(事業)	79,696	20,360	100,056	368,426
通信運搬費(事業)	23,600	13,315	36,915	192,512
消耗品費(事業)	8,724	909	9,633	40,184
広告宣伝費(事業)			0	220,000
賃借料(事業)	82,980		82,980	87,450
委託費(事業)	99,770		99,770	134,178
諸会費(事業)			0	30,000
研修費(事業)			0	6,000
雑費(事業)		600	600	30,446
その他経費計	406,503	96,924	503,427	3,672,072
合計	406,503	96,924	503,427	3,694,420

財 産 目 録

一般社団法人 広島県作業療法士会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和5年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金		636,941	
事務局		(204,021)	
財務部		(110,002)	
広報部		(3,438)	
福利部		(50,324)	
学術部		(74,798)	
教育部		(20,727)	
社会貢献		(36,617)	
診療報酬対策委員会		(48,945)	
介護保険対策委員会		(12)	
事業部		(88,057)	
普通 預金		14,057,721	
広島銀行3069587		(9,299,373)	
郵便貯金31125971		(939,827)	
郵便貯金18149811		(391,235)	
郵貯事務局22540721		(66,934)	
郵貯広報部17807121		(345,029)	
郵貯福利部47794271		(13,219)	
郵貯学術部58674311		(66,305)	
郵貯教育部52546421		(42,855)	
郵貯社会貢献部43386161		(52,614)	
郵貯理事(石附)		(73,976)	
郵貯理事(川原)		(59,206)	
広島銀行819		(468,257)	
広島銀行369		(2,096,286)	
郵貯事業部矢田		(142,605)	
郵便振替		2,409,707	
広島7-27904		(359,042)	
広島1-28156		(2,050,665)	
現金・預金 計		17,104,369	

(その他流動資産)

預 け 金		723,885	
高 本		(645,087)	
機器対策 山中		(78,798)	
その他流動資産 計		723,885	

流動資産合計

17,828,254

【固定資産】

(投資その他の資産)

積立資産		5,460,000	
基本財産		(800,000)	
財政調整基金		(2,400,000)	
社会貢献基金		(560,000)	
学会調整基金		(600,000)	
20周年基金		(1,100,000)	
投資その他の資産 計		5,460,000	

固定資産合計

5,460,000

資産の部 合計

23,288,254

《負債の部》

【流動負債】

仮 受 金

4,795,341

流動負債 計

4,795,341

負債の部 合計

4,795,341

正味財産

18,492,913

貸借対照表

一般社団法人 広島県作業療法士会
全事業所

[税込] (単位:円)
令和5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		仮受金	4,795,341
現金	636,941	流動負債計	4,795,341
普通預金	14,057,721	負債合計	4,795,341
郵便振替	2,409,707	正味財産の部	
現金・預金計	17,104,369	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	12,484,275
預け金	723,885	当期正味財産増減額	1,348,638
その他流動資産計	723,885	積立金	4,660,000
流動資産合計	17,828,254	正味財産計	18,492,913
【固定資産】		正味財産合計	18,492,913
(投資その他の資産)			
積立資産	5,460,000		
投資その他の資産計	5,460,000		
固定資産合計	5,460,000		
資産合計	23,288,254	負債及び正味財産合計	23,288,254

財務諸表の注記

一般社団法人 広島県作業療法士会

令和5年3月31日現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

IV. 監事意見

監事意見は総会場で報告する。

第3号議案 令和5・6年度役員改選の件

役員選挙公示結果 選挙管理委員長 富田 昭

定款施行規則第3章に基づき、会長・副会長・理事・監事の立候補受付を令和5年3月6日～4月5日まで行い、定数に満たない役職については定款施行規則第13条に基づき理事会が推薦した結果、各役員とも候補者数がいずれも定員と一致したので、定款施行規則第21条により無投票当選となった。

新役員を以下の通り報告する。

役員の任期 令和5年6月4日定期総会終了後から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会（令和7年6月）の終結の時まで

役員種別	氏名	勤務先	会員番号	種別	
会長	高木 節	済生会広島病院	150	立候補	
副会長	川原 薫	福山リハビリテーション病院	2	立候補	
2～3名	合田 健太	デイサービスセンター ルピナス港南	937	立候補	
理事	黒瀬 博子	済生会広島病院	283	立候補	
	河本 敦史	広島国際医療福祉専門学校	327	立候補	
	佐近 隆二	福山医療専門学校	632	立候補	
	下西 宣雄	広島市こども療育センター	1394	立候補	
	廣田 洋一	コールメディカルクリニック広島	2179	立候補	
	山崎 隆二	大田整形外科	582	立候補	
	7～12名	山中 基司	広島市立リハビリテーション病院	1425	立候補
	山本 恵理子	小泉病院	333	立候補	
	富永 雅子	中国労災病院	894	推薦	
	漆谷 直樹	西広島リハビリテーション病院	641	推薦	
	藤田 瑠藍	ぎおん牛田病院	2184	推薦	
	河原田 竜生	三次地区医療センター	1085	推薦	
監事	望月 マリ子	安芸地区医師会居宅介護支援事業所	30	推薦	
	2～3名	車谷 洋	広島大学大学院医系科学研究科	563	推薦

第4号議案 第30回広島県作業療法学会長承認の件

第30回広島県作業療法学会長に小柴浩次氏（公立みつぎ総合病院）を理事会推薦する。

令和5年度事業計画（令和5年3月13日理事会承認：r50324）

I. 各部・委員会事業計画

管理運営部門

1. 会運営（事務局）

事務局長 川原 薫

- (1) 定期総会（決算総会）を6月4日（日）に開催する（WEB開催予定）
- (2) 理事会を年7回開催する（4月・6月・7月・9月・11月・1月・3月）
- (3) 関係機関・団体との交流・調整・文書收受・保管・会員への情報配信
- (4) 傷害保険（作業療法士会の事業に関する保険）への加入と管理
- (5) 令和5年度会員名簿の発行（掲載希望者の情報のみ掲載とする）
- (6) 未入会者への入会案内送付（入会の勧誘）
- (7) 令和5年度総会議案書および規則集の作成
- (8) 求人に関する情報提供（ホームページ・メールニュースを利用）

2. 財務部

財務部長 黒瀬 博子

- (1) 令和5年度の予算に基づき収支管理
- (2) 令和6年度の収支予算編成（11月に概算要求 1月に予算編成）
- (3) 会計帳簿の作成及び管理（税理士へ委託し、財務処理方法の確認・相談）
- (4) 年会費自動引落とし推進のため制度新規利用者への主催事業参加チケット配布
- (5) 主催研修会、行事などへの参加費管理

3. 規約検討委員会

規約検討委員長 加井 圭輔

- (1) 当会の規約等に問題が生じたときに見直し・検討

4. 選挙管理委員会

選挙管理委員長 長尾 真伸

- (1) 令和5・6年度役員通常選挙の実施（令和5年度総会にて選挙実施）

事業部門

5. 広報部

広報部長 河本 敦史

- (1) 会報の作成と発行（年6回 偶数月28日発行）
- (2) ホームページ、フェイスブック等SNSの管理・運営
- (3) 作業療法推進活動月に養成校受験希望者の作業療法施設見学を企画・実施
- (4) 学生や一般市民への広報活動（ラジオ・オンライン広告など）
- (5) 当会のパンフレットやポスターを会員及び関連団体へ配布
- (6) 広報用ポスター・幟等の貸し出し
- (7) メディア活用等による作業療法の広報活動
- (8) 作業療法イベントの計画
- (9) 会報の電子化に関する検討

6. 福利部

福利部長 山本恵理子

- (1) 親睦事業の企画と実施
 - ① 新入会員の歓迎会と県内4エリア他での懇親会を開催
 - ② スポーツ懇親会（中国地区士会合同サッカー大会と宿泊懇親会）の開催
- (2) 儀礼交際費規程に基づき、慶弔電報等を発信
- (3) 県学会の軽食準備（総会時はWEB開催のため実施せず）
- (4) 県学会での託児コーナー開設（総会時はWEB開催のため実施せず）
- (5) 会員の福利厚生に対するニーズの把握と事業の検討

7. 学術部

学術部長 國貞 将志

- (1) 学術部講演会の企画・実施
 - 学術部講演会を総会時に1回実施（持ち回りで今年度は東部地区が担当）
- (2) 学術部各地区研修会（各地区1回以上）・事例検討会（本部1回）
- (3) 福山地区を中心に第30回福山医学祭の共催・実施
- (4) 第29回広島県作業療法学会との連携・協力
- (5) 学術部主催研修会のビデオ記録と配布資料をホームページへ掲示
- (6) 学術活動報告集の発行

8. 教育部

教育部長 山崎 隆二

- (1) 基礎研修担当
 - ① 現職者選抜研修会：精神障害領域1回を開催
 - ② 現職者共通研修会：8テーマ開催（テーマ①②③④⑤⑥⑦⑧）
- (2) MTDLP担当
 - ① 現職者選抜研修会：MTDLP基礎研修会2回
 - ② 現職者共通研修会：テーマ⑨⑩をMTDLP方式で2回実施

- (3) 臨床実習指導者講習会担当 主催で1回開催
- (4) 生涯教育指導者講習会担当 ポイントの登録を行う
- (5) 日本O T協会の生涯教育担当会議・MTDLP士会連携室主催拡大連絡会議に出席

9. 社会貢献部 **社会貢献部長 合田 健太**

- (1) 作業療法の視点で県民のヘルスプロモーションに貢献する
 - ① 行政他団体等との連携し、委員会の健康まつり等に会員派遣調整
 - ② 作業療法知識の活用を促し、実施事業の検討
- (2) 地域包括ケア推進研修の企画・実施
 - ① 地域包括ケア推進研修の企画・実施
 - ② 行政・他専門職等との連携によるネットワーク構築および会員派遣調整
 - ③ 地域リハビリテーション事業に関する啓発、実施状況の把握とシステム検討
- (4) 災害対策担当
 - ① 災害支援の法や教育について研修を企画・実施
 - ② JRAT広島の等関連団体との連携および会員への情報提供と会員派遣調整
 - ③ 災害時対応にむけての啓発、状況把握とシステムの検討
- (5) 認知症O T推進担当
 - ① 認知症生活支援指導者研修の企画・実施
 - ② 認知症関連機関・団体との連携によるネットワークの構築及び会員派遣調整
 - ③ 認知症作業療法の推進に向けての啓発、実施状況の把握とシステムの検討
- (6) 事業参加者との連携及び
- (7) 日本作業療法士協会等、関係団体の委員会・研修会への必要に応じた出席

10. 事業部 **事業部長 矢田かおり**

- (1) 自動車運転支援（高次脳）担当
 - ① 高次脳機能障害者の自動車運転に関する情報共有
 - ② 実態調査結果を県警・広島県指定自動車学校協会（広自協）と情報共有
 - ③ 自動車運転支援に関するパンフレット改題とホームページへの掲載
 - ④ 自動車運転支援担当班の窓口機能のあり方検討
- (2) 就労支援担当
 - ① 就労支援に関する情報集約（就労支援に関わる会員の現状把握）
 - ② 就労支援に関する会員のネットワークを構築（ネットワーク方法の検討）
 - ③ 広島県就労支援実践者マップ作成や就労支援に関する研修会の開催
 - ④ 就労支援に関する相談窓口の構築
- (3) 特別支援教育担当
 - ① 発達支援に関する講演会、情報交換会の開催
 - ② 広島県発達専門家会議への参加
 - ③ 特別支援教育に関する情報発信（ホームページへの掲載等）
 - ④ 特別支援教育に関わる県内作業療法士のネットワーク構築、人材育成の検討
- (4) 司法領域担当
 - ① 刑務所支援に関する講演会の開催
 - ② 刑務所支援への派遣調整
 - ③ 尾道刑務所における機能向上作業プログラムの検討
- (5) 中国ブロックリーダー研修会の共催（令和5年度は鳥取県O T会主催予定）

11. 保険部 **保険部長 高本 晃司**

- (1) 診療報酬担当
 - ① 社会保険に関する研修会の企画と実施（年1回）
 - ② 診療報酬に関する情報の収集
- (2) 介護保険担当
 - ① 診療報酬・介護報酬に関する問い合わせに対応
 - ② 訪問リハビリテーション実務者研修会の実施（R5年度は共催者として参画）
 - ③ 市町より依頼を受けた介護保険認定審査会委員推薦依頼への対応
- (3) 機器対策担当
 - ① 会員への福祉用具についての情報提供
 - ② クライアントにとって有用な機器の開発協力
 - ③ 日本O T協会生活行為工夫情報事業、福祉用具相談支援システムの運営協力

12. 第29回広島県作業療法学会 **学会長 車谷 洋**

- (1) 第29回広島県作業療法学会の企画と実施

13. 第30回広島県作業療法学会 **学会長 未定**

- (1) 第30回広島県作業療法学会の学会長選任（6月総会にて選任）

Ⅱ. 令和5年度予算

1. 一般会計

一般社団法人広島県作業療法士会 令和5年度一般会計 収支予算 (R5.3理事会承認)

収入の部

単位：円

勘定科目		令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備 考
中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
会費収入		6,550,500		6,773,500		6,744,000		
	正会員年会費		6,400,000		6,600,000		6,552,000	4,000×1600人
	入会金		120,000		125,000		143,500	1000円×90人, 500円×60人
	賛助会員年会費		30,500		48,500		48,500	A会員0、B会員1、C会員5
補助金収入		30,000		30,000		30,000		
	広島県補助金		30,000		30,000		30,000	医療従事者研修3万
事業収入		1,100,000		1,100,000		974,500		
	研修事業収入		980,000		980,000		832,500	実習640千 他340千
	広告収入		110,000		110,000		110,000	会報60,000 名簿50,000
	託児負担収入		10,000		10,000		32,000	
	社会貢献事業収入		0		0		0	
基金取崩収入		1,400,000		1,000,000		0		
	財政調整基金取崩収入		1,400,000		1,000,000		0	財政調整のため基金取崩
雑収入		194,500		194,500		424,261		
	普通預金利息収入		1,000		1,000		225	普通預金利息等
	手数料		120,000		120,000		115,400	払込手数料(コピ)・払手数料)1200
	自宅宛郵送費		55,000		55,000		59,000	自宅宛郵送費500円×110名
	その他手数料						145,152	
	損保関連収入		18,500		18,500		104,484	賠償責任役員負担8500/損保確定
収入計 (A)		9,275,000		9,098,000		8,172,761		
前年度繰越金 (B)		11,227,559		9,325,372		9,325,372		
収入合計 (C) = (A)+(B)		20,502,559		18,423,372		17,498,133		

支出の部

単位：円

勘定科目			令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備 考
大科目	中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
管理費	法人運営費		2,200,000		2,222,000		2,103,501		
		会議費		105,000		105,000		105,497	理事会7×12人+事務局56人役
		旅費交通費		150,000		150,000		8,830	理事会7回・役員局員事業参加
		通信運搬費		520,000		520,000		532,221	三役携帯・文書/名簿/総会発送
		印刷製本費		300,000		300,000		311,635	総会議案書・名簿・封筒等
		消耗品費		100,000		150,000		209,630	ｸﾘｱﾌﾟｯｸ・PPC用紙・ﾄﾞﾗｰ等
		渉外費		50,000		50,000		14,000	関係団体行事祝電・参加等
		福利厚生費		264,000		264,000		177,812	傷害¥100*1500人 賠償114千
		租税公課		73,000		73,000		74,012	県民税・市町村民税・労災保険
		委託費		630,000		600,000		669,147	事務局委託/司法書士委託費
		雑費		8,000		10,000		717	賃借料
	財務部		639,500		563,000		631,810		
		会議費		34,500		27,000		29,987	会議15回×3人×750円
		旅費交通費		20,000		16,000		8,080	事業時年会費徴収用交通費
		通信運搬費		75,000		20,000		101,474	督促郵送・年会費払込料等
		印刷製本費		20,000		20,000		0	議案書印刷
		消耗品費		10,000		10,000		44,920	文具・プリンタ等
		支払手数料		220,000		220,000		596	リコー・ス・ゆうちょATM手数料等
		委託費		250,000		240,000		280,396	財務部業務委託費
		雑費		10,000		10,000		166,357	各種手数料
	規約検討委員会	通信運搬費	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	規約検討に関する連絡費
	選挙管理委員会	通信運搬費	5,000	5,000	5,000	5,000	0	0	選挙に関する連絡費
	管理費計		2,845,500		2,791,000		2,735,311		

勘定科目			令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備 考
大科目	中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
事業費	広報部	会議費	1,126,000	36,000	1,346,000	36,000	1,132,068	6,750	部会会議費等 会報発送DM便(広報部負担5回) 会報印刷6回+角2封筒3500部 パンフレット、広報グッズ、会場設営 会報封筒詰委託(あけぼの4回) ラジオ広告(広島FMごじらじ)
		旅費交通費		20,000		20,000			
		通信運搬費		325,000		325,000		273,980	
		印刷製本費		470,000		470,000		477,180	
		消耗品費		30,000		30,000		121,000	
		委託費		40,000		460,000		48,338	
		広報宣伝費		200,000				198,000	
		雑費		5,000		5,000		6,820	
	福利部	会議費	435,000	60,000	502,000	72,000	136,686	33,750	会議4回×20人×750円 会議及び事業参加 オンライン通信費、郵送費等 親睦会6、総会5、学会7、ｽﾎﾟｰﾂ2 託児委託2回(総会・学会) 振込手数料など
		旅費交通費		135,000		70,000			
通信運搬費		20,000		35,000		28,171			
印刷製本費		5,000		5,000					
消耗品費		5,000		5,000		110			
福利厚生費		150,000		220,000		63,374			
慶弔費		30,000		30,000		6,161			
委託費		25,000		50,000					
雑費	5,000	15,000	5,120						
学術部	会議費	902,500	112,500	600,000	60,000	452,704	25,486	部会会議費・研修会会議費等 部会通信費等 学術記録集・研修会資料印刷 講師謝礼金等 ﾊﾞｽﾏｰｹｯﾄ利用手数料 他	
	旅費交通費		50,000		20,000				
	通信運搬費		100,000		50,000		16,768		
	印刷製本費		350,000		300,000		329,175		
	消耗品費		50,000		50,000				
	賃借料		30,000		15,000				
	諸謝金		200,000		100,000		76,822		
	雑費		10,000		5,000		4,453		
教育部	会議費	857,000	55,000	1,269,500	67,500	1,176,432	51,666	部会会議費・研修会会議費等 部会通信費等 実習指導者講習会 ○Ｔ協会資料 P C用紙等 講師謝礼金等 ﾊﾞｽﾏｰｹｯﾄ利用手数料 他	
	旅費交通費		100,000		100,000				
	通信運搬費		36,500		60,000		13,768		
	印刷製本費		90,000		160,000		158,000		
	消耗品費		18,500		22,500		3,350		
	賃借料		10,000		10,000				
	諸謝金		545,000		835,000		916,581		
	雑費		2,000		14,500		33,067		
社会貢献部	会議費	915,000	175,000	1,030,000	180,000	341,399	43,800	部会会議費・研修会会議費等 会議及び社会貢献事業参加 通信・運搬費 健康祭り等配布物の印刷など 事務用品費等 認知症・地域包括研修講師謝礼 県民フォーラム ﾊﾞｽﾏｰｹｯﾄ利用手数料 他	
	旅費交通費		390,000		470,000		92,730		
	通信運搬費		70,000		70,000		27,410		
	印刷製本費		40,000		50,000		2,266		
	消耗品費		22,000		22,000		3,300		
	賃借料		23,000		23,000				
	諸謝金		120,000		110,000		118,608		
	共催負担金		30,000		60,000		40,600		
雑費	45,000	45,000	12,685						
事業部	会議費	495,000	93,000	643,000	93,000	118,015	24,000	部会会議費・研修会会議費等 講師及び委員の旅費交通費 機器に関する連絡等 講師謝礼等 中国ブロックニューリターナ-研修負担 ﾊﾞｽﾏｰｹｯﾄ利用手数料 他	
	旅費交通費		165,000		183,000		22,443		
	通信運搬費		22,000		22,000		19,634		
	印刷製本費		14,000		34,000				
	消耗品費		9,000		9,000				
	賃借料		25,000		35,000				
	諸謝金		140,000		160,000		20,604		
	共催負担金		20,000		100,000		30,000		
雑費	7,000	7,000	1,334						
保険部	会議費	88,000	27,000	93,500	40,500	0			
	旅費交通費		5,000		5,000				
	通信運搬費		24,000		28,000				
	消耗品費		7,000		0				
	賃借料		0		0				
	諸謝金		25,000		20,000				
	雑費		0		0				
	事業費計				4,818,500		5,484,000		3,357,304
一般会計支出合計			7,664,000	8,275,000	6,092,615				
特別会計支出補助金			370,000	350,000	196,350		30学15+29学20+災害2万		
積立金			0	0	0		基金積立金		
予備費			1,021,000	300,000					
支出合計 (D)			9,055,000	8,925,000	6,288,965				
令和5年度収支差 (A) - (D)			220,000	173,000	1,883,796				
令和6年度繰越金 (C) - (D)			11,447,559	9,498,372	11,209,168				

2. 特別会計

一般社団法人広島県作業療法士会 特別会計収支予算

1. 第29回広島県作業療法学会特別会計収支予算 収入の部

単位：円

勘定科目		令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)27回学会決算		備考
中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
会場収入		225,000		225,000		45,000		
	正会員参加費		200,000		200,000		45,000	1,000×200人
	非会員参加費		20,000		20,000			4,000×5人
	学生参加費		5,000		5,000			500×10人
補助金収入		200,000		200,000		76,036		
	学会運営補助金		200,000		200,000		76,036	一般会計より補助
収入計		425,000		425,000		121,036		
前年度繰り越し金		150,000		150,000				令和4年度補助金の残金
収入合計		575,000		575,000		121,036		

支出の部

単位：円

勘定科目			令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)27回学会決算		備考
大科目	中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
特別会計	第28回学会		575,000		575,000		121,036		
		会議費		28,000		28,000		45,000	会議時の食事700円×10人×4回
		旅費交通費		140,000		140,000		23,920	講師100,000・委員40,000
		通信運搬費		20,000		20,000		23,040	指定演題收受等
		印刷製本費		10,000		10,000		0	印刷代金・印刷用紙代等
		消耗品費		20,000		20,000		5,691	会場備品等
		賃借料		150,000		150,000		0	会場賃借料
		諸謝金		150,000		150,000		20,604	特別講演講師謝金
		予備費		57,000		57,000		2,781	
支出合計			575,000		575,000		121,036		
収支差(A)-(D)			0		0		0		

2. 第30回広島県作業療法学会特別会計収支予算

(単位：円)

勘定科目		令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備考
中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
補助金収入		150,000		150,000		150,000		
	学会運営補助金		150,000		150,000		150,000	令和5年度一般会計より
収入合計	(A)	150,000		150,000		150,000		

支出の部

(単位：円)

勘定科目			令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備考
大科目	中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
特別会計			150,000		150,000		150,000		
	第29回学会	会議費		14,000		14,000		14,000	
		旅費交通費		100,000		100,000		100,000	委員旅費交通費
		通信運搬費		10,000		10,000		10,000	案内発送・指定演題收受等
		印刷製本費		7,000		7,000		7,000	
		消耗品費		10,000		10,000		10,000	P P C用紙・会場備品等
		予備費		9,000		9,000		9,000	
支出合計	(B)		150,000		150,000		150,000		

3. 西日本豪雨災害義援金 特別会計収支収支予算

収入の部

勘定科目		令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備考
中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
特別会計	運営補助金		20,000					令和5年度一般会計より
	災害義援金基金		226,716		331,010		511,010	災害義援金基金
収入合計	(A)	246,716		331,010		511,010		

支出の部

勘定科目			令和5年度予算		令和4年度予算		(参考)3年度決算		備考
大科目	中科目	小科目	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	中科目計	小科目計	
特別会計	豪雨災害義援金			45,000		15,000		19,500	計60人分
		旅費交通費		50,000		30,000			
		通信運搬費		30,000		40,000		11,504	
		印刷製本費		10,000		5,000			
		消耗品費		15,000		15,000		330	ワークショップ等
		見舞金		0		0			
		賃借料		10,000		10,000			
		諸謝金		40,000		50,000		21,160	研修会講師謝金
		共催負担金		30,000		30,000		1,000	JRAT
		予備費		15,000		15,000		800	研修参加費等
支出合計	(B)		245,000		210,000		54,294		
基金残金	(A)-(B)		1,716		101,010		456,716		

一般社団法人 広島県作業療法士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県作業療法士会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を広島県広島市に置く。
2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、作業療法士の学術・技能の向上に努め、リハビリテーションの普及発展を図ることにより、県民の保健・医療・福祉の充実及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 作業療法の学会、研修会、講習会の開催
(2) 作業療法並びに保健、医療及び福祉に関する調査研究
(3) 作業療法に関する刊行物、会誌の発行
(4) 地方公共団体等の行う保健、福祉事業への協力
(5) 作業療法の普及啓発
(6) 関係団体との提携交流
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条による作業療法士の免許(以下「免許」という)を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 賛助会員 作業療法士免許を有さない者で、この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人
(3) 名誉会員 正会員以外の者で、この法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(正会員及び賛助会員の入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費を納めることを要しない。
2 前項の会費等についてはその全額をこの法人の活動に必要な経費に充てるものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき。
(2) 総正会員の同意があったとき。
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
(4) 第8条第1項の支払義務を履行しなかったとき。
(5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(6) 除名されたとき。

(任意退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他の正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限権能)

第14条 総会は、次の事項を決議する。
(1) 役員を選任及び解任
(2) 役員報酬等の額又はその支給の基準
(3) 定款の変更
(4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認
(5) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
(6) 正会員の除名
(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
(8) 解散及び残余財産の帰属
(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
(10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法上に規定する事項及びこの定款に定める事項
2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第16条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する

(定足数)

第18条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の3分の1以上が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は正会員である代理人によって議決権を行使することができる。
2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員の種類及び選任等)

第24条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名以上3名以内
(3) 理事 10名以上16名以内(会長及び副会長を含む)
(4) 監事 2名以上3名以内

- 2 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、理事のうち9名以内（副会長を含む。）を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第25条 会長、副会長、理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 会長に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、副会長及び業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長、副会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した役員の前補として選任された役員は、その退任した役員の前補として選任された役員は、その任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は、第24条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第32条 この法人は、役員一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第33条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、正会員以外の者から会長が理事会の議決を得て委嘱する。相談役は、正会員の中から会長が理事会の議決を得て任命する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱又は任命した会長の在任期間中とする。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

- 第34条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

- 第35条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

- 第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度7回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第38条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。
(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の種類)

第46条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合に、理事会の議決を経なければならない。
3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第48条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程による。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、計算書類及びこれらの付属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書(公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。)(以下「計算書類等」という。))を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。
3 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。
4 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第52条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第53条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 第56条第1項に規定する解散の事由の変更をしたとき、第57条に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法人上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

2 この法人が解散(合併による解散を除く。)をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第58条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第59条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員または学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第61条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款
(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
(3) 理事及び監事の名簿
(4) 認可、許可等及び登記に関する書類
(5) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
(6) 監査報告書
(7) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第62条第2項の規程に基づき定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第64条 この法人の公告は、電子公告による。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、広島県で発行する中国新聞に掲載する方法による。

第9章 雑則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

(1) この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(3) この法人の最初の理事は次のとおりとし、その任期は、設立後最初の総会の日までとする。

設立時代表理事(会長)	高木 節
設立時理事(副会長)	望月 マリ子
設立時理事(副会長)	矢田 かおり
設立時理事(理事)	石附 智奈美
設立時理事(理事)	川原 薫
設立時理事(理事)	川本 健太郎
設立時理事(理事)	小柴 浩次
設立時理事(理事)	松田 かほる
設立時理事(理事)	本永 ゆみ
設立時理事(理事)	山根 伸吾
設立時監事(監事)	宮口 英樹
設立時監事(監事)	柴田 康子

一般社団法人広島県作業療法士会 定款施行規則

平成26年6月8日
平成25年9月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行規則は、一般社団法人広島県作業療法士会定款をうけ、本会事業の円滑なる運営をはかることを目的とする。

(会章)

第2条 本会の会章を別図第1のとおり定める。

第2章 会員

(入会)

第3条 定款第6条第1号に規定する正会員になろうとする者の入会申込書は、別記第1号様式のとおりとする。
2 定款第6条第2号に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書は、別記第2号様式のとおりとする。

(正会員の会費および入会金)

第4条 定款第6条第1号に定める正会員の会費は、年額4,000円とする。
2 正会員の会費の変更は総会の議決によらなければならない。
3 会費の納入は、当該年度の開始日前日までとする。
4 正会員の入会金は1,000円とする。ただし、別に定めるとおり減額および免除することができる

(賛助会員の会費及び特典)

第5条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める賛助会員規定に従うものとする。

(会員名簿)

第6条 会員は、氏名・勤務先・住所等に変更があった場合は、遅滞なく会長に届け出なくてはならない。
2 本会は、原則として年1回会員名簿を作成する。

(退会)

第7条 定款第10条に規定する退会届の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(休会および復会)

第8条 正会員は、諸事情により当会を休会をすることができる。
2 休会届の様式は、別記第6号様式のとおりとする。
3 復会届の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

第3章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第9条 定款第24条に規定する役員選出を行うため選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第10条 選挙管理委員会は理事以外の2名により構成する。
2 委員長及び委員の選任は、本施行規則第25条第3項に従うものとする。

(選挙公示と立候補の締め切り)

第11条 選挙管理委員会は、投票日の90日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締め切り日は投票日の60日前とする。
2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届け出)

第12条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の書式は別記第4号様式に準じて作成するものとする。
2 推薦による立候補は、本施行規則第13条の規定によるもの以外はこれを認めない。

(理事会による立候補の推薦)

第13条 立候補者が定数に満たない時は、理事会が定員の同数の候補者を推薦する。この場合の書式は別記第5号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員の退任と補充)

第14条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第15条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。
2 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第16条 役員の選挙と投票の様式は次のとおりとする。

1. 会長 (1名記号式投票)
2. 副会長 (2名記号式投票)
3. 理事 (5名記号式投票)
4. 監事 (2名記号式投票)

(開票立会人)

第17条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第18条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第19条 次の投票は無効とする。
1. 規定の記号以外のものを記載したもの
2. 定められた欄以外の場所に記載したもの
3. 本施行規則第16条に規定する数を越える記載をしたもの

(当選人の確定)

第20条 会長選挙の場合は、有効投票の過半数に達した者を当選とし、過半数に達しない場合は上位2名で再度決選投票を行う。
2 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選を決める。
3 当選人を決めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで定める。

(無投票当選)

第21条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

第4章 会務運営

(事務局及び部の設置)

第22条 会務処理のため事務局及び部を置く。
2 事務局長は理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は、事務局長の推薦を得て会長が任命する。
3 部長は理事会の承認を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。
4 事務局長及び部長は理事会に出席し意見を述べることができる。

5 事務局長、事務局員、部長、部員の任期は、定款第28条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

第23条 事務局及び部は、次のとおりとする。
事務局 広報部 学術部 福利部 財務部 社会貢献部 教育部 事業部 保険部

(分掌事項)

第24条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

- ・公印の管理に関する事項
- ・各種文書の管理に関する事項
- ・総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項
- ・理事会議事録の記録、整理および保管に関する事項
- ・この会が所有する機器、備品その他物件の整理、保管および処分に関する事項
- ・事業および会務の記録の整理、保管に関する事項
- ・当会及び関係団体が発行する刊行物の整理、保管に関する事項
- ・その他、各部・委員会に属さない会務に関する事項
- ・会員の把握 (入会・退会・転居) と会員名簿の発行に関する事項
- ・入会の勧誘に関する事項

広報部

- ・会報の発行に関する事項 (会員及び関係諸機関)
- ・他団体が行う活動等の調査に関する事項
- ・作業療法士の社会的地位向上のための啓発活動に関する事項
- ・その他の広報活動に関する事項

学術部

- ・研修会等の企画および実行に関する事項
- ・関係諸団体の企画する学術的・事業計画の把握に関する事項
- ・県士会所有の図書および資料の管理に関する事項
- ・その他、学術的資料の管理に関する事項

福利部

- ・会員の親睦と福利・厚生に関する事項
- ・会および会員の慶弔に関する事項

財務部

- ・予算および決算に関する事項
- ・現金および公金証書等の記録ならびに管理に関する事項
- ・会費および諸費の徴収、整理等に関する事項
- ・旅費および諸経費の支出、整理等に関する事項
- ・現金出納簿、入金および入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理ならびに管理に関する事項
- ・その他財務に関する事項

社会貢献部

- ・自治体・各種団体の主催する行事など、当会が社会貢献の一貫として協力できる活動の把握、派遣人員の調整に関する事項
- ・その他、会員の社会貢献に関する事項の調査活動と実態把握

教育部

- ・会員の卒後教育およびその企画実施に関する事項
- ・生涯教育制度の手続きと管理に関する事項
- ・会員の教育的活動 (投稿・講演・発表) の把握に関する事項
- ・その他、教育的資料の管理に関する事項

事業部

- ・新規要望がある事業に関して、把握と協議、企画実施に関する事項
- ・その他、他の部局に属さない事業の把握と協議、企画実施に関する事項

保険部

- ・診療報酬および介護保険に関する事項の調査活動と実態把握、研修会の企画実施に関する事項
- ・その他、診療報酬・介護保険など社会保障に関する事項

(委員会の設置)

第25条 本会の会務運営にあたり委員会を置くことができる。
2 委員会は、常設委員会、特設委員会、部内委員会の3種とする。
3 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦を得て会長が委嘱する。
4 部内委員会の委員長及び委員は部長が指名する。
5 委員長及び委員の任期は定款第28条の役員の任期に準ずる。ただし理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第26条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議又は審議と執行を担当する。
2 常設委員会の種類及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

規約検討委員会

- ・規約の改正・削除・追加に関する事項をとりまとめ、理事会にはかり、総会に提出
- ・その他規約改正に関する事項

選挙管理委員会

- ・役員改選に関する事項
- ・常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
- ・常設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第27条 特設委員会は、理事会の委託を受け、特定事項の審議又は審議と執行を担当する。
2 理事会は特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
3 特設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
4 特設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(部内委員会)

第28条 部長は部内業務の企画等に関し、部内委員会を置くことができる。
2 委員長と委員の指名及び当該委員会の役割決定は部長が行う。

第5章 会議

(理事会)

第29条 会長は、議事内容に応じて、各部・委員会の代表またはその代理を、理事会に召集し意見を求めることができる。
2 正会員は、理事会を自由に傍聴し、議長の許可により意見を述べることができる。
3 議事の議決については、定款第35条第2項の構成員をもって、決議する。

(専決事項の処理)
 第30条 事項が急務緊急を要し、総会・理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会の議決に変わって、会長が専決処理をすることができる。
 2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
 3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項を覆すことはできない。

第6章 学会
 (学会長の選任及び選任の時期)
 第31条 学会長は本会正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を得て、選任される。
 2 学会長の選任は、原則として担当する年度の2年以前に行う。
 第32条 学会長は、正会員の中から学会運営に必要な役員を選任し、その業務を総括する。
 2 学会長は学会の企画運営について学術部長と連絡をとる。
 3 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることができる。

(演題応募の資格)
 第33条 正会員は、演題発表の応募資格をもつ。
 2 作業療法士でない非会員は、共同発表者として応募することができる。作業療法士の場合、他都道府県作業療法士会に所属していれば共同発表者として応募できるが、広島県内に勤務する者は当会の会員であることを条件とする。

(演題採否決定)
 第34条 学会長は、応募演題について採否決定の権限をもつ。
 (予算及び決算)
 第35条 学会の収支予算及び決算は、特別会計として定款第49・50条の手続により執行する。

第7章 施行規則の変更
 (規則の変更)
 第36条 この施行規則の変更は理事会の議決を経て、総会で承認する。

附則
 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
 この規則は、平成26年6月8日から一部改正により施行する。
 この規則は、令和元年6月2日から一部改正により施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 謝金規程

(趣旨)
 第1条 この規程は、本会の事業に伴う謝金の支払い基準を定めるものである。
 (謝金の種類)
 第2条 謝金の種類は講師謝金のみとする。
 (講師謝金)
 第3条 講師謝金は、本会が主催する学会・研修会・講習会等における講演または講義、実習または実技指導に対して支払う。
 2 謝金は以下の算定基準に基づき支払う。

広島県内の講師	講演時間	職種	謝礼額		
			講演時間	職種	
の講師	半日 (90分 以上)	医師等	3万円	1日 (終日)	
		当会会員	1万円	医師等	
	上記以外	2万円	当会会員	2万円	
	90分未満	68分以上 23分以上	7,796円 3,341円	45分以上 23分未満	5,569円 支払わない

(特別調整手当)
 第4条 講義時間及び日数等の諸事情により特別調整手当を、3万円を上限に支給することができる。また、支給額は、理事会の決議に従うものとする。ただし、広島県外の講師については、以下の金額を自動的に支給する。

鳥取・島根・岡山・山口県内の講師	特別調整手当	5千円を追加する
上記に遠の講師	特別調整手当	1万円を追加する

(講師の旅費)
 第5条 講師に対して旅費を支給するものとする。
 (旅費の計算)
 第6条 鉄道については特急普通運賃、船舶については二等運賃とする。自家用車借り上げについては1kmにつき30円とし、往復の有料道路料金を支給することができる。
 2 講師が宿泊が必要な場合は、1泊につき9,800円を支給する。

(規程の変更)
 第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。
 附則
 この規程は、平成29年7月23日から施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 財政調整基金規程

(設置)
 第1条 財政の健全な運営に資するため、(社)広島県作業療法士会財政調整基金(以下基金という)を設置する。
 (積み立て)
 第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計の毎会計年度において新たに生じた収入支出の決算剰余金のうちから、会長が定める額とし、総会の議決に従うものとする。

(基金の運用の対象)
 第3条 基金の運用にあたっては、特に運用対象を定めず、一般会計に運用できるものとする。
 (基金の運用及び支出額の決定)
 第4条 運用及び支出額の決定は、一般会計として定款第49条及び50条の手続きにより執行する。

(規程の変更)
 第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。
 附則
 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 選挙規程

(目的)
 第1条 一般社団法人広島県作業療法士会定款第24条(役員の種別及び選任等)及び定款施行規則第3章選挙(第9条から第21条)を公正かつ円滑に運用するために定める

(選挙への参加)
 第2条 選挙が行われる総会において、社団法人広島県作業療法士会定款第20条の規定する書面による表決又は代理人へ表決を委任した場合も、選挙に参加することができる。ただし、本規定第3条による不在者投票を行わない場合は、棄権として取り扱う。
 また、一般社団法人広島県作業療法士会定款施行規則第20条における決選投票が行われる場合は、決選投票には参加することはできない。

(不在者投票)
 第3条 不在者投票は以下の手順によって行われることとする
 1 不在者投票を希望する者(以下希望者と略す)は、選挙の日の14日前必着で選挙管理委員長にその旨を所定の用紙により届け出る。
 2 選挙管理委員長は、希望者に不在者投票用紙と不在者投票用封筒を郵送する。
 3 希望者は、不在者投票用紙に必要事項を記入の上、不在者投票用封筒に封入し、市区町村に印鑑登録した印鑑を不在者投票用封筒の所定の箇所に捺印する。
 4 本条第3項の不在者投票用紙と印鑑証明書および総会の書面表決(委任)状を同封した封筒に住所氏名を明記の上、選挙の日の5日前必着を期限とし、選挙管理委員長に簡易書留で郵送する。
 5 選挙管理委員長は、印鑑証明書と不在者投票用封筒に捺印された印章が同一のものかを確認の上、選挙まで不在者投票用封筒を開封することなく保管し、選挙の会場で不在者投票用封筒を開封し、投票を代行する。
 6 不在者投票に掛かる費用は、本条第2項の費用を除き、希望者の負担とする。

(書類等不備による無効投票)
 第4条 不在者投票における無効投票は、社団法人広島県作業療法士会定款施行規則第19条に加え次の投票を無効とする
 1 選挙管理委員会の規定する投票用紙を使用しないもの
 2 市区町村に印鑑登録した印鑑を不在者投票用封筒の所定の箇所に捺印していないもの
 3 印鑑証明書のないもの
 4 期限までに郵送されなかったもの
 5 選挙が行われる総会の書面表決(委任)状が同封されていないもの

(規則の変更)
 第5条 この規則の変更は理事会の議決を経て、総会で承認する。
 附則
 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 賛助会員規程

(賛助会員)
 第1条 一般社団法人広島県作業療法士会定款第6条第2号に従い、本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は法人は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることことができる。

(入会申込書の受理)
 第2条 賛助会員の入会申込書は、以下の条件を満たした時に受理するものとする。
 1 法人会員 本会の目的に賛同し、これを援助しようとする法人
 2 個人会員 本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人 なお、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士の入会は以下の条件を基準とする
 ①広島県内に勤務・在住する作業療法士は、正会員として入会すること
 ②広島県外に勤務する作業療法士・理学療法士・言語聴覚士は、勤務先の都道府県各士会に入会した後に、当会の賛助会員となることことができる
 ③広島県内に勤務・在住する理学療法士・言語聴覚士は、それぞれの県士会に入会した後に、当会の賛助会員となることことができる

(賛助会員の会費)
 第3条 賛助会員をA会員、B会員、C会員に区分し、会費を次のとおりとする。
 A会員 年額 30,000円(法人)
 B会員 年額 18,000円(法人)
 C会員 年額 2,500円(個人)
 2 会費の納入は原則として、当該年度の6月末日までとする。

(賛助会員の特典)
 第4条 法人である賛助会員は、次の特典を受けることができる。
 1 本会が発行する会報に広告を、無料で掲載することができる。
 A会員 会報紙面1ページの4分の1
 B会員 会報紙面1ページの8分の1
 2 本会が主催する研修会等に以下の人数は会員料金で参加できる。
 A会員 5名まで
 B会員 2名まで
 C会員 本人のみ
 3 本会が主催する研修会等の休憩時間等を利用し、年1回を限度として、広報活動ができる。
 4 第3項の広報活動に使用する時間等は、主催者側の指示に従うものとする。

(規程の変更)
 第5条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。
 附則
 この規程は、平成25年9月1日から施行する。
 この規程は、平成27年11月29日に一部改訂し、同年11月30日より施行

一般社団法人広島県作業療法士会 儀礼交際費規程

- (趣旨)
第1条 この規程は、本会と直接関係する慶事、弔慰等儀礼交際に関する基準を定めるものである。
- (儀礼交際の範囲)
第2条 正会員および正会員の親等以内の親族の慶弔に関しては、次の通りとする。
(1) 正会員が結婚するとき 祝電
(2) 正会員が死亡したとき 弔慰金1万円
弔電
花輪(又は類するもの1万円以内)
(3) 正会員の親等以内の親族が死亡したとき 弔電
2 賛助会員及び当会に關係する各団体・個人に対する慶弔に関しては、正会員の基準を上限に会長に一任するものとする。
- (規程の変更)
第3条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。
- 附則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 社会貢献基金規程

- (趣旨)
第1条 この規程は、本会の社会貢献活動に伴う費用の積立及び運用について、円滑に運用するために定める。
- (予算及び決算)
第2条 基金の収支予算及び決算は、特別会計として定款第49条及び50条の手続きにより執行する。
- (基金の運用の対象)
第3条 基金の運用にあたっては、特に運用対象を定めず、広く社会貢献活動に運用できるものとする。
- (基金の運用及び支出額の決定)
第4条 運用及び支出額の決定は、理事会の議決に従うものとする。ただし、事項が緊急を要し、理事会を開催してその議決を経る時間的余裕がない場合、定款施行規則第30条の手続きにより、会長が専決事項を処理することができる。
- (規程の変更)
第5条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。
- 附則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 旅費規程

- (趣旨)
第1条 この規定は、公務のために旅行する本会の役員等の旅費に関する基準を定めるものとする。
- (旅費の支給)
第2条 役員が理事会に出席し、または、他の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。
- (旅費の種類)
第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、自家用車借り上げ賃及び宿泊料とする。
- (旅費の計算)
第4条 鉄道については普通運賃、船舶については二等運賃とする。ただし片道50km以上100km未満については片道分の特急料金を、片道100km以上については、往復の特急料金を支給することができる。
2 自家用車借り上げについては1kmにつき30円とする。ただし片道50km以上100km未満については片道分の有料道路代金を、片道100km以上の場合または2名以上が同乗した場合は、往復の有料道路料金を支給することができる。
3 宿泊料は、1泊につき9,800円(東京23区内は10,800円)を支給する。
4 理事会が、本会の主催する学会・研修会等に連続して開かれる場合に、所属施設等から旅費の支給がある場合は、旅費を支給しない。
- (役員以外の旅費の支給)
第5条 役員以外の正会員が、本会の公務のために旅行した場合は、第2条、第3条、第4条の規定に準じるものとする。
- (決定)
第6条 交通費および宿泊費の支給は、会長が決定し支給するものとする。
- (規定の変更)
第7条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。
- 附則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

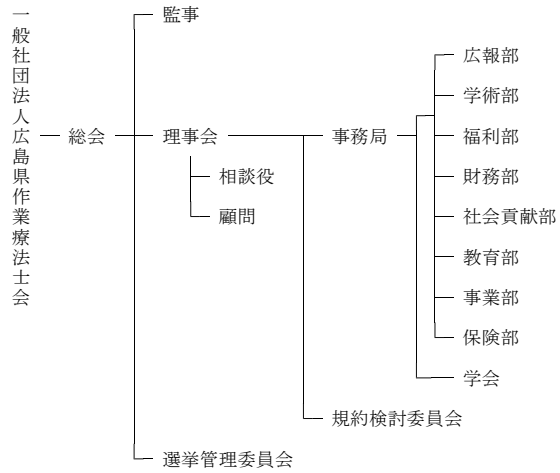
一般社団法人広島県作業療法士会 正会員入会金減額及び免除規程

- (総則)
第1条 一般社団法人広島県作業療法士会定款施行規則第4条第4号に従い、正会員入会金の減額及び免除を以下のとおり規定する。
- (入会金の免除)
第2条 以下に該当する者は入会金を免除する
1. 当会の直近の退会時、退会届を受理された者
2. 他都道府県作業療法士会を退会し当会に入会を希望した者で、前所属士会に退会届を受理された者
- (入会金の減額)
第3条 以下に該当する者は入会金を2分の1に減額する
1. 年会費未納により当会を退会した後、3ヶ月以内に再入会した者
- (規則の変更)
第4条 この規程の変更は理事会の議決を経て、総会で承認する。
- 附則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。

一般社団法人広島県作業療法士会 組織図

平成26年6月8日

一般社団法人広島県作業療法士会 組織図



一般社団法人広島県作業療法士会 自然災害緊急時対応マニュアル

- 目的
(一社) 広島県作業療法士会の会員相互の連携を高め、自然災害緊急時に即応できる体制を整える事を目的とする。
- 災害発生時の業務体制
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他による自然災害が発生し、広範囲における家屋損壊やライフラインの断絶、多数の死傷者が想定されるとき、または震度4以上の地震が県内に発生したとき、非常の事態に即応できるよう次により初動体制をとる
1) 連絡系統図
事務局長→被災地区担当理事→各施設及び自宅会員→被災地区担当理事→事務局長→会長
2) 情報収集、連絡
①災害が発生した場合には、会長、副会長、事務局長、福祉部長はすみやかに連絡をとって状況確認を行い、今回の災害における臨時的指揮系統について翌日までに決定する。以下の情報収集においては、会長が初動体制をとれない場合は副会長が、事務局長が初動体制をとれない場合は福祉部長がこれを代行する。
②事務局長は、名簿を作成し災害発生当日または翌日に、被災地区担当理事に連絡する。被災地区担当理事と連絡が取れない場合や、被災地区担当理事が情報収集にあたれないことが判明した場合には、事務局長は近隣の理事に対し、被災地区担当理事の業務の代行を依頼する。
③被災地区担当理事は名簿を確認し、災害発生翌日(平日)に被災地区の各施設、被災地区に居住する会員の勤務する施設及び自宅会員に対し、FAX発信、または電話連絡にて以下の情報を収集する。被災地区担当理事は、被災地区の規模に応じ、速やかに他の理事に連絡の分担・補助を依頼する。
・被害の有無(会員自身及び会員が居住する住居・職場)
・被害があった場合は、自力復旧が可能かあるいは援助の必要性
・援助の必要があった場合は、物的援助・人的援助(ボランティア等)の必要性
④各施設に所属する会員の代表者及び自宅会員は連絡を受け次第、自施設職員あるいは自身の情報を発信元の被災地区担当理事に提供する。
⑤連絡がとれなかった場合、その地区は被害が大きく連絡がとれないものと判断する。被災地区担当理事は把握した被害状況について事務局長に報告し、事務局長は会長に報告する。報告を受けた後は、会長、事務局長、福祉部長が中心となり理事と協議しその後の対応策を検討し全体の統括を執り行う
⑥会長は、災害の状況を速やかに一般社団法人日本作業療法士協会に通報する
- 災害派遣時の業務体制
①J R A Tからの依頼を窓口となっている事業部長が受け取る。
②会長、事務局長と連絡・確認をとり、全士会員に派遣要請のアナウンスを行う。アナウンスの手段としては、その時点のもっとも早い手段を選択する。メールマガジン、会報、ホームページである。
③士会員自身が自己責任のもと、各施設長の了承を得て、事業部長に連絡し、災害支援登録する。
④登録申請士会員をO T 士会として、広島J R A Tに登録する。
⑤派遣依頼が来た場合は、登録士会員に事業部長が連絡をとり、派遣可能であれば、実際の派遣時の具体的な集合場所や持参物などの事務的な連絡は広島J R A Tより各士会員へ連絡される。
⑥なお、J R A Tとして派遣された士会員に対しての、交通費等の負担援助は、その都度理事会で協議し、できるだけの援助を検討する。

平成28年6月5日理事会承認

一般社団法人広島県作業療法士会 プライバシーポリシー (個人情報保護方針)

一般社団法人広島県作業療法士会(以下、「当会」という。)は、会員の個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める個人情報をいいます。)について以下のとおりプライバシーポリシー(以下、「本ポリシー」という。)を定めます。本ポリシーは、当会がどのような個人情報を取得し、どのように利用・共有するか、会員がどのようにご自身の個人情報を管理できるかをご説明するものです。

【1. 法人情報】

法人名：一般社団法人 広島県作業療法士会
住所：広島市安芸区矢野東7丁目2番1号
代表理事(会長)：高木 節

【2. 個人情報の取得方法】

- (1) 当会への入会・異動連絡時に所定の書式に記載いただいた個人情報
- (2) 当会の主催する研修会等の申込時に所定の書式に記載いただいた個人情報
- (3) 当会に対する電子メール、郵便、電話等の連絡において記載いただいた個人情報

【3. 個人情報の利用目的】

以下に挙げる当会の活動にのみ利用し、これ以外に利用する場合は、事前に利用目的を示した上で各個人の承諾を得て利用します。

- 当会の活動のうち主に
- (1) 入退会等の異動
 - (2) 会員名簿の作成
 - (3) 年会費等の管理
 - (4) 研修会等の申込管理と日本OT協会(協会番号記入者のみ)の教育ポイント等申請
 - (5) 会報やメールニュース等の発送
 - (6) 災害時の安否確認。

【4. 個人情報を安全に管理するための措置】

当会は個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努め、不正なアクセス・改ざん・漏えい・滅失及び毀損から保護するため役員に対して教育研修を実施しています。また、個人情報管理についても定期的に点検を行っています。

【5. 個人情報の共同利用】

当会は、他の団体・企業と共同利用を行いません。

【6. 個人データの第三者提供について】

当会は法令及びガイドラインに別段の定めがある場合を除き、同意を得ないで第三者に個人情報を提供することは致しません。

【7. 保有個人情報の開示、訂正・利用停止】

当会は、会員から個人情報保護法の定めに基づき個人情報の開示・内容の訂正・利用の停止または消去を求められたときは、会員本人からの請求であることを確認の上で、法令の定めに従って、対応いたします。

上記の請求をされる場合は、
E-Mail：jimusho@hiroshima-ota.jp 宛に各請求内容を記載の上ご連絡ください。

【8. 個人情報取り扱いに関する相談や苦情の連絡先】

当会の個人情報の取り扱いに関するご質問やご不明点、苦情、その他のお問い合わせは、
E-Mail：jimusho@hiroshima-ota.jp 宛にご連絡ください。

【9. SSL (Secure Socket Layer) について】

当会のWebサイトはSSLに対応しており、WebブラウザとWebサーバーとの通信を暗号化しています。ユーザーが入力する氏名や住所、電話番号などの個人情報は自動的に暗号化されます。

【10. cookieについて】

cookieとは、WebサーバーからWebブラウザに送信されるデータのことで、Webサーバーがcookieを参照することでユーザーのパソコンを識別でき、効率的に当会Webサイトを利用することができます。当会Webサイトがcookieとして送るファイルは、個人を特定するような情報は含んでおりません。

お使いのWebブラウザの設定により、cookieを無効にすることも可能です。

【11. プライバシーポリシーの制定日及び改定日】

制定：令和4年7月10日

【12. 免責事項】

当会Webサイトに掲載されている情報の正確性には万全を期していますが、利用者が当会Webサイトの情報を用いて行う一切の行為に関して、一切の責任を負わないものとします。

当会は、利用者が当会Webサイトを利用したことにより生じた利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

【13. 著作権・肖像権】

当会Webサイト内の文章や画像、すべてのコンテンツは著作権・肖像権等により保護されています。無断での使用や転用は禁止されています。

【14. リンク】

当会Webサイトへのリンクは、自由に設置していただいて構いません。ただし、Webサイトの内容等によってはリンクの設置をお断りすることがあります。

一般社団法人広島県作業療法士会 名誉会員規程

(名誉会員)

第1条 一般社団法人広島県作業療法士会定款第6条第3号に従い、この法人に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者を本会の名誉会員にすることができる。

(名誉会員に推薦できる要件)

第2条 理事会は、以下の要件すべてに該当する者を、推薦することができる。

- (1) 65歳以上で正会員以外の者。
- (2) 本会に30年以上在籍し、かつ10年以上理事・監事を務めた者。
- (3) 本会の発展に顕著な貢献をしたと認められた者。

(手続き)

第3条 名誉会員への就任は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) 理事は、理事会に対して名誉会員にふさわしい者を推薦することができる。
- (2) 理事会は、理事から名誉会員の推薦があった場合には、速やかに審議を行う。名誉会員が妥当と判断したときには、本人の承諾を得たうえで、理事会が総会に推薦する。

(名誉会員の会員適用事項)

第4条 本会の名誉会員には、次の各号の事項が適用されるものとする。

- (1) 名誉会員の名称をもって会員登録する。
- (2) 本会会員としての年会費を免除する。
- (3) 総会等での議決権を有しない。
- (4) 上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

(名誉会員の資格喪失)

第5条 名誉会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 名誉会員が本会の名誉を傷つけたことにより、理事会が資格を取り消すとき
- (2) 本人の申し出があったとき

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

一般社団法人広島県作業療法士会 入会申込書

私は一般社団法人広島県作業療法士会に令和____年度より入会いたしたく、会費を添えて申し込みます。

令和____年____月____日

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

入会承認年月日	会長	事務局	財務部
令和____年____月____日	印	長 印	長 印
ふりがな	OT免許 番号		
氏名	印	取得年	昭和・平成 令和・西暦 年
生年月日	昭和____年____月____日生	性別	男・女
現住所	〒(____)____ 電話(____)____		
勤務先	施設名 (勤務されていない場合は自宅と記載してください)		
	住所 〒(____)____ (すでに当会員のいる施設では住所・電話・FAXの記入は不要です)		
	電話番号	FAX	
卒業校	(作業療法士養成校の卒業校をお書き下さい)		
郵便物送付先	勤務先・自宅 (未記入の場合は勤務先へ郵送します) <small>送付滞りなどのため、できるだけ勤務先へまとめて送付して下さい。自宅を届けられたは、施設の代表OTにその旨をお伝え下さい。</small>		
連絡事項			
電子メールアドレス	<small>(毎週メールアドレスを発信します。携帯電話等の場合『jimbho@hiroshima-ota.jp』を発信可否解除して下さい)</small>		
年会費支払い	既納(振替・現金 支払日 月 日)・未納(振替用紙希望)		
過去の当会入会歴	無し・有り→有りの場合は会員番号(____)・不明		

(FAX不可)

用紙サイズはA4版とする

別記第2号様式（第3条関係）

一般社団法人広島県作業療法士会 賛助会員入会申込書

私は一般社団法人広島県作業療法士会に令和____年度より入会いたしたく、会費を添えて申し込みます。

令和____年____月____日

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

入会承認年月日	会長	事務局	財務部
令和____年____月____日	印	長 印	長 印
ふりがな	賛助会員種別		
氏名又は法人名	印		
所在地	〒		
電話番号	FAX番号		
営業所・部課名	(営業所等で入会される場合のみ)		
法人代表者職氏名	(営業所等は所長等責任者名)		
担当者職氏名	(当会との連絡担当者)		
現住所	〒		
職業	自宅電話		
勤務先名称			
勤務先住所	〒		
勤務先電話	勤務先FAX		
連絡事項			

用紙サイズはA4版とする

別記様式第3号様式（第3条関係）

一般社団法人広島県作業療法士会 退会届

私は一般社団法人広島県作業療法士会を退会したく、下記の通り届け出ます

届出年月日 令和____年____月____日

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

退会承認年月日	会長	事務局	財務部
令和____年____月____日	印	長 印	長 印
氏名	印	会員番号	
住所			
退会理由	1. 作業療法士の仕事を辞めるため 2. 県外へ異動するため 3. 産休・育休等で作業療法士の仕事から離れるため 4. (社)広島県作業療法士会への入会価値を見いだせない 5. その他(____)		
退会年月日	1. 今年度末を以て 2. 令和____年____月____日を以て		退会します
連絡事項			

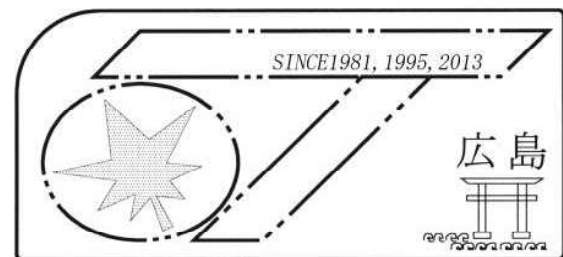
※下線部分および太線の枠内のみご記入下さい

※届出年月日および退会年月日のいずれか遅い日時時点の年会費を納入していない場合は受理されません。

(FAX不可)

用紙サイズはA4版とする

別図第1 会章



別記第4号様式（第12条関係）

一般社団法人広島県作業療法士会 役員選挙候補届

役員種別	会長・副会長・理事・監事		
ふりがな			性別
候補者氏名			男・女
現住所			
勤務先名称			
生年月日	大正・昭和	年 月	日生まれ（才）
<p>上のおとり、立候補の届け出をします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏名 印</p> <p>一般社団法人広島県作業療法士会</p> <p>選挙管理委員長 様</p>			

用紙サイズはA4版とする

別記第5号様式（第13条関係）

一般社団法人広島県作業療法士会 役員選挙候補者理事会推薦届

役員種別	会長・副会長・理事・監事		
ふりがな			性別
候補者氏名			男・女
現住所			
勤務先名称			
生年月日	大正・昭和	年 月	日生まれ（才）
添付書類	候補者の承諾書		
<p>上のおとり、理事会推薦の届け出をします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>会長氏名 印</p> <p>一般社団法人広島県作業療法士会</p> <p>選挙管理委員長 様</p>			

用紙サイズはA4版とする

別記様式第6号様式（第8条関係）

休 会 届
〔正会員・賛助会員〕

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

会員番号 _____

氏名又は法人名 _____

現住所又は所在地 _____

私は、この度下記の理由により休会いたしたく、休会届を提出いたします

理由

令和 年 月 日

氏名
又は
代表者名 印

用紙サイズはA4版とする

別記様式第7号様式（第8条関係）

復 会 届
〔正会員・賛助会員〕

一般社団法人広島県作業療法士会長 様

会員番号 _____

氏名又は法人名 _____

現住所又は所在地 _____

私は、この度下記の理由により復会いたしたく、復会届を提出いたします

理由

令和 年 月 日

氏名
又は
代表者名 印

用紙サイズはA4版とする

一般社団法人広島県作業療法士会 異動届

下記の通り異動しましたので、届け出ます。

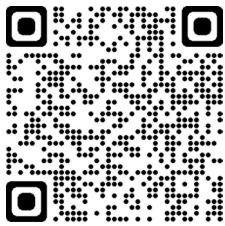
一般社団法人広島県作業療法士会 事務局長 様

令和 年 月 日

会員番号 氏名

※異動した項目に○をして、異動した部分のみ掲載して下さい。

ふりがな			
氏名			
現住所	住所	〒 (-)	
		電話 (-)	
勤務先	住所	〒 (-) <small>(すでに当会会員のいる施設では住所・電話・FAXの記入は不要です)</small>	
	施設名	<small>(勤務されていない場合は自宅と記載してください)</small>	
	電話番号	F A X	
異動会報掲載		(す る ・ し な い) 未記入の場合は掲載しません。	
郵送物送付先 <small>(自宅宛を希望する場合はA～Cに○をして下さい。無い場合は自宅宛郵送費年間500円を頂きます)</small>		(勤務先・自宅) 自宅宛郵送の場合、以下の理由であれば郵送費は不要です A. 勤務していない (あるいは常勤で勤務していない) B. 産休・育休・病休等で出勤していない C. その他 (理由を連絡事項にお書き下さい) D. 年間500円を支払うので自宅宛郵送を希望する	
郵貯自動払込口座名義変更		<small>(年会費のうち自動払込の方で口座番号が変わらず氏名が変更した方のみ手続き可能です。銀行引落は再手続きを)</small>	
連絡事項			
電子メールアドレス		<small>(毎週メールニュースを配信します。携帯電話の場合は、受信拒否を解除して下さい)</small>	



この用紙をコピーして、郵便・FAXで送信して下さい。
電子メールの場合は、変更した部分をご連絡ください。

送付先 〒731-3622 山県郡安芸太田町下殿河内131-2
(一社)広島県作業療法士会 事務局 宛
FAX 050-3737-3558

↑異動届フォームから提出もできます E-Mail: jimusho@hiroshima-ota.jp

総会員数 郵送会員数

F A X 0 5 0 - 3 7 3 7 - 3 5 5 8

令和5年6月4日(一社)広島県作業療法士会 定期総会書面採決・委任状

施設名						
県士会No	氏名	協会No	書面採決内容	個人委任委任先	Dの場合反対議案番号	サイン又は印
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	
			A・B・C・D		1・2・3・4	

私(たち)は、(一社)広島県作業療法士会 令和5年6月定期総会
に関して、上記の通り書面採決・委任を行います。

- A、全ての議案に賛成します
- B、出席者の多数意見に従います(白紙委任)
- C、会員 氏に委任します
- D、以下の議案については反対します。
 - 第1号議案 令和4年度事業報告の件
 - 第2号議案 令和4年度収支決算・監事意見書の件
 - 第3号議案 令和5・6年度役員改選の件
 - 第4号議案 第30回広島県作業療法学会長承認の件

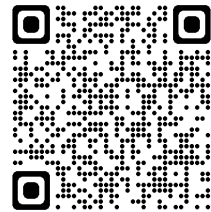
**必ずサイン↑
または押印を**

**5月30日(火)までに
FAXまたは郵送して
ください**

インターネットを利用した書面採決URL

https://hiroshima-ota.jp/r5soukai/saiketu/
送付先 FAX 050-3737-3558 または
郵送 731-3622広島県山県郡安芸太田町下殿河内131-2
(社)広島県作業療法士会 事務局 馬場 孝 あて

※総会への出欠を決めかねている方へ
出席予定の方が欠席された場合は、「B、出席者の多数意見
に従います(白紙委任)」で取り扱わせて頂きます。
この書面採決を提出した上で総会に出席することも可能です。
その場合は、総会1週間前までに右のQRコードを使って、
電子メール等で「出席予定」と連絡をお願いします



※日本OT協会番号を記入してあると、日本OT協会の士会協力ポイント1ポイントが
付加されます。協会員の方は協会番号を確認してください。
協会を退会された方は協会番号を取消線で消してください。
※退職された方の名前がある場合は、取消線で消してください。

サインのないものが毎年複数見られます。FAXを送る前に再度確認して下さい